株式会社 レップワン
各対応機関 / 窓口一覧

平成 25 年 10 月 1 日
初版 制定

各対応機関 / 窓口の一覧化

1. 以下のように定める。事象に応じてルール、フローに沿って執り行う。

No	事象	方法 /フロー
1	労務関連の相談	メールによる相談 rodo@rep1.co.jp（管理職が受信メンバー） 直接対話による相談 毎月第４木曜日 17:00～18:00
2	セクハラ、パワハラの苦情窓口	第１:所属の管理者にメールで申告する（証跡のため）。 第２:５営業日たってもヒアリングなどの動きが無い場合、代表取締役にメールで申告する（証跡のため）。
3	社内への疑問、不正疑惑に関する相談窓口	第１:所属の管理者にメールで申告する（証跡のため）。 第２:５営業日たってもヒアリングなどの動きが無い場合、代表取締役にメールで申告する（証跡のため）。

（付　　則）

本規則は、平成　２５　年　１０月　１　日から施行する（第一版）。